# CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange

名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

## 今号の記事


■ 特集　CALE設立10周年
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長　市橋克哉 … 2頁

■ 特集　国際シンポジウム「法整備支援から法協力へ ―新たな地平の開拓―」
名古屋大学大学院法学研究科特任教授　松浦好治 … 4頁
名古屋大学大学院法学研究科教授　宇田川幸則 …… 5頁

■ TOPICS
日本弁護士連合会の法整備支援活動 ………… 6頁
日本弁護士連合会・国際交流委員会幹事、弁護士　川崎里実
GFLJDへの参加とCALEの今後の活動 …… 8頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長　大河内美紀
ベトナム司法省と名古屋大学の連携覚書締結 … 10頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師　金村久美

ハノイ法科大学との協力、新たなステージへ … 11頁
CJLベトナム日本法特任講師　上東亘
Campus ASEAN …………………………………… 12頁
名古屋大学大学院法学研究科特任助教　宮島良子
名古屋大学法学部　坂本あずさ
名古屋大学法学部　川浦翔太

■ New モンゴル便り …………………………… 14頁
CJLモンゴル元日本法特任講師　澤田宗佑

■ 研究報告
ITP研究報告 ……………………………………… 16頁
名古屋大学大学院法学研究科特任助教　ウミリディノブ・アリシェル
名古屋大学大学院法学研究科研究員　伊藤潤

■ 行事予定など …………………………………… 18頁



No.33
2014.3.31

特集

# CALE設立10周年

## CALE10年の歩みとその将来

名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長
**市橋 克哉**

### ■はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、「CALE」という。）は、2012年、設立10周年を迎えた。この10年間、CALEは、アジアの市場経済移行諸国に対して、法整備支援およびその研究と法学教育による人材養成という二つの事業に取り組んできた。幸いにして、多方面の理解と励ましをえて、これまで活動を展開することができた。ここでは、10年間にわたるCALEの活動の歩みと、今後の展開について紹介したい。

### ■法整備支援事業の開始

名古屋大学の法整備支援は、1990年に、創立40周年を迎えた名古屋大学法学部が、各界から募った寄付により基金を創設し、「アジア・太平洋地域法政研究教育事業」を始めたことが、本格的な活動の契機となった。それ以来、欧米中心思考が強かった当時の日本の法学界のなかで、学界の関心が薄かったアジア諸国、とくに、アジアの市場経済移行諸国の法律研究者や法律実務家との共同研究を継続的、かつ、頻繁に展開していくことになる。今日では、名古屋大学は、これらの国の法律家ならびに大学および司法機関との緊密、かつ、強固なネットワークを構築しており、これは、現在のCALEにとって貴重な財産となっている。

さらに、1999年から、教育・人材養成にもその活動を広げ、英語による法学教育コース（以下、「英語コース」という。）を設けている。アジアの市場経済移行諸国から多数の留学生を受け入れ、英語によって日本法を学ぶ道を開いた。英語コースの修了生のなかには、現在、帰国して大学で活躍する者はもちろん、日本企業で活躍する者、さらには、官界や法曹界で活躍する新進気鋭の若手人材も多く、英語コースの開設は、大きな成果となって実を結んでいる。名古屋大学は、前述の共同研究によって培われた現地を代表する法律家世代とのネットワークに加えて、将来有望な若い世代とのネットワークももつこととなり、これもまた、法整備支援・協力の分野における大きな財産となっている。

### ■CALEの設立、法整備支援とその研究

2000年、法学研究科・法学部は、CALEの前身にあたる「アジア法政情報交流センター」（Center for Asian Legal Exchange）を設立した。法学部創立50周年を記念して、再び各界の寄付を募って設けたセンターであり、このセンターが、法整備支援・協力とその研究をさらに進めるものとなった。そして、2002年に、CALEは「名古屋大学法政国際教育協力研究センター」に改組され、名古屋大学の正式部局となり、現在に至っている。

CALE事務所概観

CALEは、現在、アジアの市場経済移行諸国における二国間、地域、または法分野ごとの研究活動、さらには、東アジアや欧米の大学、研究機関、司法機関とも研究ネットワークを構築し、研究活動を展開している。CALEの有するこうしたグローバルなネットワークは、国際機関や各国の大学・研究機関からも評価と信頼をえており、世界銀行

10周年記念シンポジウム集合写真

が組織する「法、正義および開発に関するグローバルフォーラム」への加盟と世界銀行からの委託調査、韓国法制研究院が組織する「アジア法情報ネットワーク（ALIN）」への加盟と韓国との共同研究等に結実している。また、近年、アジアの主要大学は、CALEと同種のアジア諸国に対する法整備支援・協力研究をその使命に掲げる研究所・センターを相次いで設立している。そこでは、CALEの活動が、調査・研究の対象となり、参照すべき「見本」として位置づけられている。これもまた、CALEが信頼･評価されている「証し」である。

## ■ 海外拠点における教育・人材養成

CALE設立のころ、それまでの共同研究をとおして交流があったいくつかのカウンターパート大学から、現地の大学において、学生が日本語を学び、かつ、日本語で日本法を学ぶことができるセンターを開設してほしいという強い要請が寄せられた。理由は、日本は、アジア諸国と文化、習慣、社会が似ており、近代化と経済発展の課題に取り組む現在のこれら諸国と同様の歴史をもつ国であるにも関わらず、日本語がわからない、そして、日本法の専門家がいないという二つの障害によって、日本法への接近とその学習の機会がまったくないという点を克服したいという熱意にあった。これを受け名古屋大学は、初の海外拠点として、2005年にウズベキスタン・タシケント国立法科大学に、日本語による日本法教育を使命とした、日本法教育研究センター（以下、「CJL」という。）を開設した。そして、その後順次、モンゴル国立大学（ウランバートル）、ベトナム・ハノイ法科大学、カンボジア王立法経大学（プノンペン）、ベトナム・ホーチミン市法科大学にCJLを設置している。CJLは、法学部学生が、4年または5年の間に、日本語を初歩から学び、最終的には難解な日本語を多用する日本法情報も理解できる水準にまで到達することをめざす活動を展開している。この活動は、確実に成果を上げており、CJLの修了生たちは、各国と日本の架け橋となる法律人材として多方面で活躍をはじめている。大学院法学研究科でも、多数の修了生を受け入れており、その中には、すでに博士号を取得した者も出ている。

## ■ 新規海外拠点の設置

2013年度、名古屋大学は、文部科学省の補助金により、ヤンゴン大学（ミャンマー）、ガジャマダ大学（インドネシア）、ラオス国立大学に新たにセンターを設置した。これらのセンターは、民主主義と法の支配の発展および経済統合と発展のための法制度改革、ASEAN地域統合に対応できる国家中枢人材の育成を目標にして、それぞれの国の事情に合わせた研究活動を主な使命としている。同時に、日本法情報の発信と各国法情報の収集・発信を通じて、日本の学界および産業界や法曹界、そして、この地域で法整備支援を行う法務総合研究所・JICAとも協働する活動を目指している。

今後、名古屋大学のアジア展開は、さらに飛躍しようとしている。CALEは、この20年間の成果であるネットワークと海外研究教育拠点を基盤として、来年度からは、名古屋大学の海外キャンパス構想の一翼を担うことになる。そこでは、英語コースやCJLの修了生を含む現地で活躍する国家中枢人材を博士課程で育てることが中心になるだろう。

# 特集 国際シンポジウム「法整備支援から東アジアにおける法情報の共有に向けて
## ―比較法研究基盤としての四法域標準対訳辞書の開発―

名古屋大学
大学院法学研究科
特任教授
**松浦 好治**

漢字を共有する文化圏（日本、韓国、中国、台湾）は、政治的にはギクシャクしつつも、経済的・文化的なつながりを深めている。この４つの法域の法情報を共有することは、法に関する相互理解だけでなく、社会の相互理解を深めることにつながる。

第３セッションでは、法情報のデジタル化を通して法情報への容易なアクセスを国民に提供しようとしている韓国の現状を背景に、漢字文化圏の基本法律用語を多言語で共有しようという国際共同プロジェクトを紹介した。

Hong Seung-Jin弁護士（元韓国法制処国際スポークスマン）とBae Mi-Lan専門研究員（韓国法令情報管理院）、外山勝彦准教授（名古屋大学情報科学研究科）が３つの報告を行った。

Hong弁護士は、韓国の標準翻訳辞書プロジェクトの展開を論じた。1996年に最初の『英文法令標準用語集』（1万語、900の法令名称、250の慣用表現、1200の政府機関名称・職務名称）が公刊され、2001年、2005年、2009年に改訂版が刊行された。2009年版は、オンラインで一般に公開され、韓国の法律用語英訳の事実上の標準となった。

この用語集は、大きな成果であったが、課題も残っている。各種の資料を寄せ集めたため、英訳の品質は一様ではない。翻訳データ管理は、情報技術を使った仕組みではないという弱点がある。新しい動きも見られる。法制処は、すでに中国語訳の法令集を刊行しており、将来的には、ロシア語、スペイン語訳の提供を検討している。

Bae専門研究員は、法制処関連機関である法令情報管理院所属であり、韓国政府と国民との法情報の共有について報告した。法令情報管理院は、⑴体系的な法情報の収集と提供（毎日更新される国家法令情報データベース）、⑵法制政策に関する教育と広報を通して法治行政への寄与（生活法令情報データベース）を担当している。

管理院の大きな特徴は、公企業、一般人、各種協会、中小企業、農漁民、脱北者、法情報弱者のための法律教育を行っていることである。このサービスは、法令の内容をわかりやすく解説することを目的にしている（例えば、「核・原子力に関する総合法令情報データベース」）。関心テーマに関する多言語情報提供（英、中、タイ、日）、100問100答サービス、生活の法令動画、モバイルでの情報提供など多様な方法で情報を提供している。

外山准教授は、東アジア４法域の多言語法律用語翻訳辞書の開発経過について報告した。この辞書は、日韓中台の対訳辞書（原語とその英訳）を収集発展させるものである。この辞書の開発には、いくつか解決すべき課題があった。日本語の「仮登記」は、韓国語の「假登記」に相当する。人間は、両者が「同じ」であることを容易に識別できるが、コンピュータは、４つの漢字（繁体字、簡体字、日本漢字、韓国漢字）の対応表を用意するなどしないと識別できない。

日本漢字「弁護士」の「弁」に対応可能な漢字は、「辯」、「辨」、「瓣」があり、どれに対応するのかを確定しないとコンピュータ処理ができない。「わいせつ」という法令用語は、「猥褻」という漢字表現に置き換えないと、他の法域の用語との対応関係を機械的に処理できない。

辞書開発は、まず、漢字レベルで同じものを四法域について、特定する作業から開始したが、その作業をした上で、同じ意味の用語を関連付けるという作業がまっている。さらに、台湾や香港の辞書を組み入れるという作業も視野に入ってきている。

第３セッションの様子

# 法協力へ―新たな地平の開拓―」 特集

# キャンパス・アジアから世界へ

## 東アジアにおける教育研究のネットワーク構築とグローバル人材の育成

名古屋大学
大学院法学研究科
教授
**宇田川 幸則**

日中韓三か国政府の合意により2011年度に始まった「キャンパス・アジア（CAMPUS Asia）」事業では、日本、中国、韓国の大学が質の保証を伴う教育交流を拡大することによって、東アジア地域における高度なグローバル人材を育てることを目標とします。名古屋大学大学院法学研究科は、この事業の一環として、中国人民大学法学院、清華大学法学院、上海交通大学凱原法学院、および韓国の成均館大学法学専門大学院・社会科学部、ソウル国立大学法科大学とともに、「東アジア『ユス・コムーネ（共通法）』形成に向けた法的・政治的認識共同体の人材育成」プログラムを実施しています。本プログラムでは、キャンパス・アジア事業を展開していく上でもっとも重要である質の保証された学生・教員の相互交流の具体化、学際的な人材育成のための教育体系の構築、そして東アジア地域の法政ネットワークの構築、これらの実現を目指して、参加校のトップが話し合う場として「キャンパス・アジア法学院長・学部長会議」を毎年開催しています。とかく院長・学部長会議というものは儀礼的・形式的な集まりになりがちですが、この会議では、毎回キャンパス・アジアプログラムの教育・研究をめぐる諸問題について、理念上のものにとどまらず実践的な部分についても具体的に、かつ、深く検討され、それが本プログラムにフィードバックされるという良い循環ができあがっています。

第3回目を迎える院長・学部長会議を兼ねて、本プログラム参加大学から院長・学部長をお招きし、「キャンパス・アジアから世界へ―東アジアにおける教育研究のネットワーク構築とグローバル人材の育成」をテーマとしたセッションがこの全体会議の最後に行われました。本セッションの第一部「キャンパス・アジア事業を通じたグローバル人材の育成」（司会：馬仁燮・成均館大学社会科学部長）では、王軼・中国人民大学法学院副院長、孫基植・成均館大学法学専門大学院長および定形衛・本学研究科長から、本プログラムをつうじて各参加校が実施しているグローバル人材の育成について、交流実績、カリキュラム、奨学金制度および宿舎などを中心に、その現状と課題に関する報告および議論がなされました。続く第二部「東アジアにおける教育研究ネットワーク構築の展望と課題」（司会：申衛星・清華大学法学院長副院長）では、ソウル国立大学法科大学副学長、ソウル国立大学法科大学副学長および鈴木將文・本学法科大学院長から、東アジアにおける教育研究ネットワーク構築の具体化について報告・議論されました。東アジア地域の協力と統合が進展する中での本プログラムの果たす作用、アジア太平洋地域の各国の法制度に関する研究、学生交流にくわえ教員間の交流を強化する、などが教育研究ネットワーク構築につながるといった共通認識に至りました。

第5セッションの様子

# 日本弁護士連合会の国際司法支援活動

日本弁護士連合会
国際交流委員会幹事
弁護士
川﨑 里実

## ■ 日弁連の国際司法支援活動

弁護士による国際協力の形はいくつかありますが、今回は日本弁護士連合会（以下「日弁連」）の国際交流委員会の一員として従事する国際司法支援活動についてご紹介します。

日弁連では、国際交流委員会が中心となって、日本の法律家が海外（特に東南アジア諸国）で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1995年頃から約18年間に亘り様々な国際司法支援活動を行ってきました。対象国の中心は、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、中国などです。

これまでの主な活動として、JICA（独立行政法人国際協力機構）から資金を得て、2002年9月から3年間に亘り「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を実施してカンボジアの弁護士養成校を復活させ、その後JICAの委託事業として継続し8年間に亘り360名を超える弁護士の養成に成功した例などが挙げられます。また、2008年より、アジアの各国弁護士会が参加する司法アクセス問題に関する国際会議を定期的に開催し、アジア各国の弁護士会とのネットワークを構築してきました。

私は現在、本業である弁護士業と並行して、この日弁連の国際交流委員会の幹事を務めています。国際交流委員会の中には、更にILCCという組織が置かれています。このILCCとは、International Legal Cooperation Center（国際司法支援センター）の略称で、国際交流委員会の行っている司法支援活動のいわば実働部隊であり、私はこれまでILCCの一員として、次のような国際司法支援活動に携わってきました。

## ■ ラオスにおける司法アクセス会議と移動法律相談会

私がILCCの一員として任された初めての大きな仕事は、2012年9月にラオスで実施した『ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題と解決提言』をテーマとする国際会議の開催でした。「司法アクセス問題」というのは、例えば過疎地域における弁護士不足や法律扶助制度の不備など、人々が司法による救済を受けられない原因となる様々な問題のことをいいます。市民の人権が実質的に保障されるためには、法により賦与された権利を知り、かつその権利を行使するための環境が整っていることが必要であることから、司法アクセス問題の解消は、市民の人権保障のための重要な課題だといえます。

この国際会議実施プロジェクトは、特にラオスの司法アクセス問題に焦点をあてたもので、ラオスより司法アクセス問題の改善状況においてやや進んでいる周辺国のカンボジア、マレーシア、ベトナムの三国から弁護士を招聘し、各国との意見交換を通して、ラオスの司法

ラオス国際会議の様子

アクセス問題の解決策を模索しようというものでした。プロジェクトの実施にあたっては、ILCCに所属する弁護士9名でプロジェクトチームを組み、外部の財団への助成申請や国際会議のプログラム内容の策定等、必要となるあらゆる作業をこの弁護士達で行いました。国際会議では3つのセッションが行われ、各セッションについてILCCの弁護士がモデレーターとなり、ラオス、カンボジア、マレーシア、ベトナムの各弁護士がパネリストとなって、各国における法律の普及活動に関する工夫や政府と弁護士会の役割分担、無料法律相談やコミュニティ調停制度、法律扶助制度に関する資金の確保及び人的資源の充実についての各国の取組みなどをテーマに活発な議論が交わされました。

ラオスでのプロジェクトについて講演する様子（名古屋大学にて）

また、このプロジェクトに引き続き、2013年4月には日弁連の協力のもとで、ラオスにおいてモバイル・リーガル・クリニックが開催され、ラオス人の弁護士が過疎地域の村へ赴いて法律や権利についての解説を行い、村人達からの質問を受けました。これは、上記のラオスでの国際会議の成果を踏まえた司法アクセス問題解決の為の試みの一つです。集まった150人以上の村人からは、ベトナム人男性とラオス人女性の間に生まれた子どもの国籍や、相続と土地の登記の問題、時間外労働、工場排水の汚染被害、事実婚関係の位置づけなど様々な質問が寄せられました。

## ■ 外国人弁護士の日本における研修

このほか、日弁連ではJICAの委託を受け、毎年、ベトナムやモンゴルといった主にアジアの弁護士の日本における研修を実施しています。実施される研修の内容は、日弁連が主導し各国のニーズに合わせて策定・手配します。たとえば、2013年2月に実施されたベトナム人弁護士の研修においては、『刑事司法における弁護人の権利の確立』をテーマとし、刑事司法に造詣の深い日本人の弁護士が講師となり「日本の刑事裁判の概要と弁護人の役割」や「憲法上の被疑者・被告人の権利」といった講義を行い、また裁判傍聴などのプログラムが組まれました。2014年1月に実施予定のモンゴル人弁護士の研修においては、調停制度をテーマとし、日本の調停制度の紹介や調停におけるコミュニケーション技術に関する講義、紛争解決機関の見学などのプログラムが組まれています。

## ■ 今後の展望

日弁連では、国際司法支援活動に従事する弁護士の裾野を広げていくため、1999年9月から「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設け、登録した弁護士に対し、国際司法支援に関係する情報や国際機関・諸外国からの弁護士の募集情報などを発信したり、JICAの長期専門家や海外機関からの講師を招聘し、国際司法支援に関する研修等を実施するという活動も行っています。こうした活動によって国際司法支援活動に従事する日本の弁護士を育成していくとともに、今後は、IBA（International Bar Association）やABA（American Bar Association）といった国際的な法曹団体との国際司法支援の分野における協力についても、更に拡大していくことを目指しています。

# GFLJDへの参加とCALEの今後の活動

名古屋大学
法政国際教育協力研究センター
副センター長
**大河内 美紀**

2012年10月、CALEは世界銀行グループがイニシアティヴをとるプロジェクト、Global Forum on Law, Justice and Development（GFLJD）のパートナーの一員に加わった。世界銀行グループは途上国の開発のための融資を目的とする国際開発金融機関であるが、同グループは途上国に融資や投資保証などの金融支援を提供する一方で、分析や政策アドバイスといった知的支援をも並行して行っている。こうした非融資業務もまた、持続可能な発展の実現と貧困の削減という同グループのミッションの達成には不可欠だからである。GFLJDもその一環と位置づけられている。

GFLJDとは、開発にかかわる法分野における知識・経験を共有するためのフォーラムを意味する。すなわち、法の支配および強固な法システム・司法制度を持続可能な経済発展のための要石と位置付け、主としてこれに関する国際的な調査、研究、実務の知識・経験を共有するためのプラットフォームを形成することを目的とする、グローバルな広がりを持つ公私の団体のネットワークを形成するプロジェクトである。このネットワークの参加者はパートナーと呼ばれ、開発支援を担っている各種国際機関・地域機関はもとより、政府機関、学術機関、民間シンクタンクや市民団体など、現在その数は145を数える。日本の機関としては、CALEのほかに、同志社大学グローバル・スタディーズ研究科、東京大学総合文化研究科、国際民商事法センター、法務総合研究所の4つがパートナーとしてこれに参加している。

世界銀行グループは2010年1月にGFLJDへの参加の呼びかけを開始し、翌2月から活動を始めた。その活動は大きく2つの柱から成っている。第一にパートナーたる各機関・団体がオンライン、オフラインで議論することのできるフォーラムを構築すること、第二にデータベースや調査記録、文献などへのフリーアクセスを可能にするオンラインのプラットフォームを構築することである。このうち、現在、第一の活動の主要な場となっているのが、Law Justice Development Week（LJD week）である。

LJD weekは年1回、その名のとおり1週間を通じて行われるカンファレンスである。2012年12月に第1回が、2013年11月に第2回が、ワシントンD.C.にある世界銀行本部で開催された。この期間中にはGFLJDの提供する公式企画と並んで、パートナーによって独自に企画されるサイドイベントやカルチャーイベントも行われ、各国からの参加者が集い、法整備支援の現状や各国の法状況を一望することのできる機会となっている。

世界銀行本部（ワシントンD.C.）

2013年のLJD weekは11月18日～22日に行われた。今回は①開発の供給、②アフリカにおける開発、③国際金融機関にかかる法的・政治的・組織的問題という3つのテーマが設定され、それぞれのテーマに応じたセッションが企画された。①としては、開発自体を促進する、あるいは開発の成果物としての

社会保障等を人々にいかに供給するかという場面において、法が果たしうる役割と実践について、複数の切り口からセッションが提示された。②については、LJD weekのうち1日を「アフリカ・デイ」と銘打って、アフリカ開発銀行との共催により、丸一日をかけてアフリカの開発を巡る状況が詳しく議論された。また、やや技術的色彩の強い企画として③に関わるセッションが週の後半に開かれた。2012年と比べて参加者も随分増え、企画もよく練られたものとなっており、いずれのセッションにおいても充実した議論が行われた。

LJD week 2013（オープニング・セッション）

今年はテーマのひとつにアフリカの開発が掲げられたこともあり、基調講演にはアルビー・サックス南アフリカ憲法裁判所元判事が登壇した。反アパルトヘイトの活動に携わり自らもテロの被害を受けながらも、1994年には故マンデラ大統領（当時）の下で憲法裁判所判事に指名され、以後司法の場で憲法の実現のために尽力してきた氏のスピーチは、会場からスタンディング・オベイションで迎えられた。南アフリカ共和国の憲法裁判所は、他国の判例を積極的に引用し進歩的な判決を下すなど、特徴的な活動を行っている。アパルトヘイトの克服と民族の融和、圧倒的経済格差の是正という困難な課題を抱えた同国において憲法裁判所が果たしうる役割とその限界の見極めは比較憲法学的にも大きな関心を呼んでいるトピックであり、タイムリーな講演だったと言えよう。

GFLJDに参加して1年強、この間のCALEの活動はLJD weekへの参加を通じた小規模の人的・知的交流にとどまっている。しかし、GFLJDには法整備支援の研究・実務に携わる各国機関が集まっており、CALEの果たすべき役割のひとつであるアジア諸国を中心とした人的ネットワーク・センターとしての機能を強化するには有益な場所である。また、日本の法整備支援の実践ないし法整備支援に関する研究成果を発信していく場としての活用も考えられる。今年は、サイドイベントのひとつとしてGIZ（ドイツ国際協力公社）が企画した法整備支援の実践を検討するパネルにJICAから佐藤直史氏が加わって、日本の法整備支援の特徴を紹介した。CALEとしても、今後、様々なかたちでこのフォーラムに参加し、発信をしていくことが期待されている。

LJD week 2013（グループ・セッション）

# ベトナム司法省と名古屋大学の連携覚書締結

名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
**金村 久美**

2013年3月14日、ベトナム司法省において開催された調印式において、ハー・フン・クオン司法大臣立ち会いの下、濵口総長とベトナム司法省のレー・タイン・ロン副大臣が、名古屋大学とベトナム司法省との連携覚書に調印しました。

ロン副大臣は、名古屋大学大学院法学研究科で博士の学位を取得した同窓生であり、全学同窓会ベトナム支部長でもあります。

ベトナム司法省と名古屋大学との交流は、20年近くにわたります。1995年に法学研究科がベトナム民法起草支援に参加したことに始まり、以来、ベトナム司法省職員を国費留学生として法学研究科などに多数受け入れてきました。現在、ロン副大臣のほか、ダン・ホアン・オアイン国際局長など、多くの同窓生が要職につき、ベトナムの発展に貢献しています。近年では、ハノイとホーチミンに設立された日本法教育研究センターでも、日本法を理解するベトナム人材育成を行なっております。ハノイのセンターからは2013年3月には3期生が卒業を迎えました。卒業生は、これまで4名が名古屋大学大学院法学研究科修士課程に留学した他、ハノイ法科大学、検察庁、裁判所などの法律関係機関のほか、日系企業、日系弁護士事務所などに就職しています。

この交流が、司法省と名古屋大学全学との連携覚書締結へと発展したのは、2012年7月のベトナム憲法改正調査団による名大訪問がきっかけでした。7月6日、ハ・フン・クオン司法大臣を団長とする訪問団と、濵口道成総長、鮎京正訓理事・副総長出席のもと、憲法改正に関する「対話の会」が開催され、その機会にクオン大臣から連携覚書締結が提案されました。外国政府の訪問団が自国の法改正に際して日本の大学を訪問し、意見を聞くのは極めて異例のことでした。

ベトナム司法省との連携覚書は、法整備のための人材育成を主眼としたものです。その一例として、在職の司法省職員の研修の受け入れがあります。ベトナムでの2012年の司法鑑定法の制定に伴い、日本の鑑定制度の概要と運用状況について学びたいという司法省側の要望に応え、覚書締結に先立つ2012年12月に法学研究科が研修団を初めて受け入れました。今回締結される覚書を基盤とし、2014年には、中小企業の法的支援に関する研修の受け入れを予定しています。従来、この種の研修はJICA等の海外のファンドを利用するのが一般的であった中で、この研修は、ベトナム司法省の費用負担によって実施されるものであり、ベトナムに対する日本の法整備支援が新たな段階へと進んだことを表すものといえます。

このように、ベトナム司法省との連携覚書締結は、長年にわたって様々な側面から育まれてきた信頼関係を基盤としたものであり、この調印を契機として、今後も更なる多様な交流が促進されることが期待されます。

覚書調印の様子

# ハノイ法科大学との協力、新たなステージへ

## ～CJLベトナム新校舎移転記念行事及び労働法セミナー開催報告～

CJLベトナム
日本法特任講師
上東　亘

### ■新校舎移転記念行事

2013年11月13日、ハノイ法科大学新校舎において、名古屋大学日本法教育研究センター（ベトナム）（以下、「CJLベトナム」とする。）の新校舎移転記念行事が盛大に行われた。

名古屋大学とハノイ法科大学は、1999年12月に部局間学術交流協定を締結した後、2007年9月7日にはCJLベトナムを設立し、今日に至るまで6年以上にわたって日本語による日本法教育を実践してきた。この度、教育施設をより充実させるため、ハノイ法科大学内の多くの部局とともに、CJLベトナムも新たに建設された校舎へ移転したのである。

記念行事には、ハノイ法科大学学長、濵口道成総長だけでなく、同日にハノイ国家大学から名誉博士号を授与された益川敏英名古屋大学特別教授にもお越しいただき、CJLベトナムの学生との交流の機会も持たれた。

このことは、両大学が互いを重要なパートナーと認めていることを表すとともに、さらなる協力関係の発展のため、共に新たな第一歩を踏み出した証といえよう。

### ■労働法セミナー

同月16日には、名古屋大学大学院法学研究科・CALE主催、ハノイ法科大学共催による労働法セミナー「ベトナム改正労働法と労働条件に関する諸問題」が開催された。

近時、ベトナムに進出する日系企業が増加するなか、2012年にはベトナム労働法の改正が行われ、内外の関心が高まっている。他方、日本においても有期雇用や労働者派遣等の労働問題が注目されている。これらの状況を踏まえ、本セミナーでは日越両国の知見を結集し、実務的諸問題に対して多様な視点からアプローチを試みた。

本セミナーの中心は、日越の労働法研究者による講演であった。日本側としては、斉藤善久准教授（神戸大学大学院国際協力研究科）が「日本労働法から見たベトナム労働法の特徴」について、和田肇教授（名古屋大学大学院法学研究科）が「日本における雇用環境の変化と労働法の課題」について、講演を行った。ベトナム側の講演テーマは、「2012年労働法の諸問題及びその実務的な問題点」と、「ベトナムにおける労働条件に関する実務的な問題点について」であった。

会場には、様々な形で労働問題に関わる日本人・ベトナム人合計約50人（各々の所属は、日本国大使館、JICA、法律事務所、日系企業、ILO、ベトナム労働総同盟、労働傷病兵社会省等）が集まり、質問や意見交換が活発になされた。“労働”をキーワードに、立場は違えども日々奮闘している日越両国の関係者が集まって議論するという形は、共同研究・法情報発信の新たな試みであった。

### ■むすびに代えて

2013年は、日越外交関係樹立40周年という記念すべき年であり、またとない機会に両行事を開催できたことは大変喜ばしいことであった。これらを契機に、両大学の協力関係が新たなステージに進んだように感じている。今後も、ハノイ法科大学との新たなチャレンジをCJLベトナムから発信していきたい。

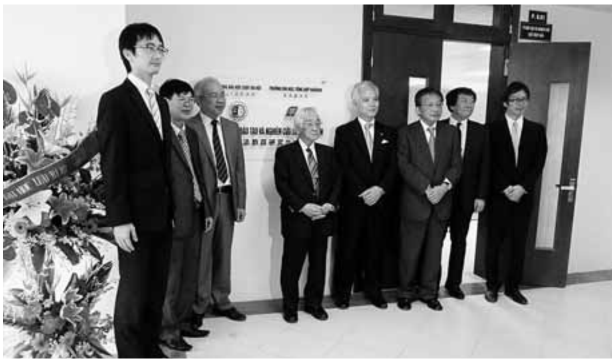

新校舎移転記念行事

# Campus ASEAN
## ―世界に雄飛するための足場として―

名古屋大学
大学院法学研究科
特任助教
宮島 良子

### ■ Campus ASEAN趣旨・概要

2012年10月よりCALEは名古屋大学法学部・法学研究科、国際開発研究科、経済学部・経済学研究科、農学国際教育協力研究センターとともに文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」、通称“Campus ASEAN”に採択され“ASEAN地域発展のための次世代国際協力リーダー養成プログラム”を実施することになりました。これら5部局とASEANの7大学とがコンソーシアムを形成し、Campus ASEANを実施しています。

この事業は、世界に雄飛する日本として誇れる人材の育成を目指し、国際的な枠組みで単位の相互認定や成績管理等の質の保証を図りながら大学間交流の形成に対して重点的に財政支援するもので、このプログラムは、グローバル化による経済環境や国際協力活動の変化に対応するため開発援助とビジネスの間をつなぐ視点を備えASEAN地域と日本双方の経済・法・政治・社会・文化に対する共通理解を持ったリーダーを養成することを目的とし、短期的（約2週間）・長期的（約6ヶ月）な受入・派遣という学生の交換を通じて共同教育基礎を作り相互理解を深めていくものです。

### ■ SENDとは

Campus ASEANの中でも特に法学の学生は短期・長期ともに“SEND（Student Exchange Nippon Discovery）”と呼ばれる、日本語指導支援・日本紹介を中心にした活動が期待されており、カウンターパートである、ベトナムのハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジアの王立法経大学、インドネシアのガジャマダ大学というASEANの4大学と協力し現地の法制度や社会、言語・文化を学習するとともに名古屋大学日本法教育研究センターを軸にSENDの活動を行います。法学の学生による“日本法SEND”活動を通して国際協力リーダーを目指す動機づけを行い、同時に、将来の国際協力リーダーに必要な異文化理解・活用力の向上を図っています。

### ■ 活動紹介①日本法SEND

SENDを経験した学生からは、自国文化をより深く見直したりする絶好の機会となった、法律分野の整備不足が経済や政治など人々の生活にどれほど広く影響を及ぼしているのかについて実感し日本が開発とビジネスの協働的促進によって格差改善と貧困撲滅に貢献する使命を負っていることを学んだ、法学の知識を生かして国際協力に関わるにはどのような準備が必要なのかなど具体的な目標を模索するための好機となったなどの声が聞かれました。

### ■ 活動紹介②国際協力リーダー養成

短期受入の学生は名古屋大学インターナショナルサマーセミナー（ISS）に参加し、裁判所や刑務所の訪問、企業見学の機会を得たほか、名古屋大学の学生との交流を中心にアジア各国からの優秀な学生たちとも相互理解を深め、複眼的な視点や多様性への対応力の重要性を認識する機会となりました。帰国時には幾人もの学生が大学院留学で再度名古屋大学を希望し、再会を誓っていました。

多くの方々の協力を得ながら、今後も引き続き、より効果的な充実したプログラムになるよう進めていきたいと思います。

13大学の学生によるISS文化交流会

# 自分で作るベトナム留学

名古屋大学
法学部
坂本 あずさ

■ 志望動機

私は、国際開発、なかでも法整備支援に興味があり、学部一年のころからCALEの主催するシンポジウムなどを聞きに行っていました。開発学で有名なイギリスでの留学を考えたこともありましたが、やはり現地を訪れてみないことには語れないだろうと思い、東南アジアでの留学を考えるようになりました。

■ 自分で工夫して学ぶ

とはいえ、ホーチミン市法科大学の英語コースでは、ベトナム法の基礎を学んだり、ベトナム政治を学んだりする機会はありません。このままだと留学と法整備支援とは関連付けることなく帰ってしまう。そんな危機感から、法律事務所訪問、学生に裁判制度について教えてもらう、日本企業の方とお話する、「アジアのための国際協力in法分野2013学生シンポジウム」のベトナムチームと連携して現地調査を行う、など様々な計画を立て実行しているところです。自分で何を学びたいかを考えて行動することは頭を使いますが、その成果として、本当に少しずつではありますがベトナムの法律事情が見えてきている気がします。

■ これから

期末試験後に行う予定のインターンでもっと自分のキャリアについて考えを深めてから帰国しようと思います。名大に帰ってもベトナム語の勉強を続け、リーディング大学院など進学を視野に入れつつ学部の勉強に励みたいと思います。また、名大に来ている留学生とも大いに関わりながら、充実した学生生活を送りたいです。

# ここにはない全てのもの

名古屋大学
法学部
川浦 翔太

私がこのCampus ASEAN SENDプログラムで得たもの、それは日本にとどまっていては得ることができないものでした。

■ 違いからの発見—多様性の意義

研修中は驚きと発見の連続でしたが、一つ大きく思ったこととして、差異性があるからこそ交流する意義が大きいということがあります。例えば、ホーチミンで日本史を教えていた時に、現地の学生は特定の語彙が理解しにくかったようでした。それは日本とベトナムの政治体制の違いをはじめとして、現地学生たちの生まれ育った環境が自分たちのそれとは異なっていることに機縁するようでした。

このような差異性を実感するのは日本に留まっていては困難です。こういった体験をすることによって自分の視野を広げられました。

■ 広がった進路—選択としてのASEAN諸国

プログラム参加以前は「発展途上国で仕事などしていけるのだろうか」という疑問の思いがあったのですが、研修をこなしていくうちにASEAN諸国で働くことに対して魅力を感じるようになりました。これから発展していく国々では、整備された新しい法律によって、現地の人々との共同事業も増えていくでしょうし、日本にはない多くの特色があることが分かりました。

私は弁護士を目指していますが、研修以前は海外で弁護士業務を行うことをあまり将来の指針として考慮に入れていませんでした。しかし、現在私はASEAN諸国で、現地の人々のパートナーとして弁護士の仕事を行うことに対して非常に魅力を感じています。

# New モンゴル便り

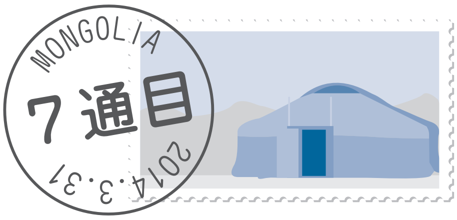


## 変わりつつある草原の国と日本法センター

### ■ 鉱山バブルに沸く草原の国

モンゴルと聞けば、大草原に代表される自然豊かなイメージがあるだろう。しかし、今この草原の国は、大きな転換期に来ている。

モンゴルは、2011年は17.5%、2012年は12.4%と、高い経済成長率を叩きだしているが、この高い経済成長の要因は、鉱山資源開発にある。草原の国は、実は、銅、金、石炭などの鉱物資源が豊富な国でもある。近年は、そこに目をつけた外資の資源メジャーが、資源開発に乗り出し、モンゴルは現在、空前の鉱山資源バブルの様相を呈している。

しかし、その一方で、環境破壊、貧富の格差、汚職などの多くの課題に、モンゴルは直面している。

### ■ 破壊される草原

鉱物資源開発が進む中で、モンゴルの大草原は破壊され、伝統的な遊牧生活や、地方の人々の生活にも大きな影響が出始めている。

鉱山の下流の川では、水が干上がり、または有毒物質が川に流れだし、家畜の飲み水が確保できず、その地域では遊牧が行えなくなるなどといった事例は後を絶たない。また掘削後に原状回復がされず、草原が掘り返されたままになる、鉱物の運搬により草原の道が荒らされるなどの被害は、モンゴル各地で生じている。

脅かされつつある大自然

特に、ホンゴル村での水銀流出事故をはじめとする、人の生命・健康に甚大な被害を生じさせるような事件も発生しており、この解決・予防はモンゴルの中で大きな課題として浮上している。

### ■ 文理融合の環境調査の試み

その中で、日本法教育研究センター（日本法センター）は、水銀流出事故が発生したホンゴル村への環境調査を2013年2月に実施した。モンゴルには、名古屋大学法学部が設立・運営を行っている日本法センターのほかに、名古屋大学博物館が設立・運営をしているフィールドリサーチセンター（FRC）が存在する。このFRCの協力の元、日本法センターの学生たちが主体となり、水銀流出事故が発生した土地の土壌調査、村民へのアンケート調査、聞き取り調査を行った。

この調査は、ホンゴル村の住民が、流出事故を引き起こした企業や流出事故後の対策を行わなかった国の責任を追及する訴訟を提起するという想定の下、行われた。その中で、訴訟でどのような主張を住民が行うべきか、また住民の主張が通らないとすれば現在のモンゴルの法制度にどのような問題があり、それをどのように修正すればよいのかということを、学生とともに、私も考えさせられた（調査結果や分析などについては、日本法センターモンゴルの卒業発表会で報告された）。

FRCにある理系の最新機器を利用し、土壌中の汚染物質の検索や特定などを、法学部の学生である当センターの学生たちが真剣に行っていたことは、非常に印象的であった。

この調査及び調査結果の検討を通じ、机上の法律論を勉強することが大切なのではなく、科学的調査やその知見を利用した複合的な分析などの他分野への興味関心が、法律を取り扱う者として重要であることを

CJLモンゴル
元日本法特任講師
**澤田 宗佑**

実感することとなった。

このような取り組みができることが、文系・理系のセンターをモンゴルに有する、名古屋大学の日本法センターの強みである。今後も、文理融合の活動が継続していくことを願っている。

## ■ 日本法センターの学生の研究計画から見る問題意識

モンゴルが抱える課題に対して、モンゴルの将来を担う若者たちはどのように考えているのだろうか。当センターの学生たちの研究計画から、彼らの抱いている問題意識について紹介したい。

本年度、名古屋大学大学院法学研究科に進学した学生たちの研究計画のテーマは以下の通りである（日本法センター卒業時の2013年6月時点）。「モンゴルにおける株主代表訴訟の現状・問題点」、「子会社の環境汚染行為に対する親会社の責任」、「環境団体訴訟制度」、「モンゴルの公害訴訟における因果関係に関する研究」、「モンゴルにおける司法型調停の日本との比較法的考察」。

「子会社の環境汚染行為に対する親会社の責任」という研究計画は、外国資本の鉱物資源会社が、モンゴル国内で子会社を設立し、その子会社を通じて鉱物資源開発をさせるのだが、その過程で生じた環境汚染行為などの責任は負わずに子会社を倒産させ、利益だけをモンゴルから吸い出してしまうという、外資が参入して行われている鉱物資源開発の現状を法律により公平・公正な形に戻したいという想いが秘められている。ほかにも、「環境団体訴訟制度」、「モンゴルの公害訴訟における因果関係に関する研究」は、モンゴルが鉱山バブルに沸くなか、過度な開発行為により被害をこうむった人々がいるにもかかわらず、公害を生じさせた企業などに対し、訴訟を起こしたケースが一件もないことを憂い、公平・正義を実現するために訴訟の制度をいかに人々に使いやすくするのかという熱い想いが込められている。

このような問題意識を有するようになったのは、日本法センターでの教育活動の影響が少しはあったのではないかと信じている。

## ■ 最後に

私は、2013年8月末日を以て名古屋大学を退職した。しかし、2011年11月から2013年8月の約2年間、名古屋大学の日本法センターに携ることができたことは、大変誇りに思っている。

私は時折、「国の成長と自分たちの青春が重なる稀有な時代を生きていることが羨ましい」と、日本法センターの学生たちに対して感じることがある。日本法センターモンゴルに居た約2年間、国の成長を活き活きと感じている学生と触れ合い、大変刺激を受けたとともに、異文化の法文化に触れ学ぶことも多かった。

日本法センターモンゴルは5年制であるのだが、私はよく、日本法センターモンゴル6年生であると呼ばれていた。日本法センターの教育効果を一番享受できたのは、実は、私ではないかと感じている。

今後も、日本法センターが継続することを心から願うとともに、その継続を応援していきたいと思う。

センターの学生とホンゴル村にて

ITP研究報告

# 留学生の町―ロンドンでの一年間

名古屋大学大学院
法学研究科特任助教
**ウミリディノブ・アリシェル**

私はITPの機会を得て、2013年2月1日から2014年1月終わりまでロンドン大学の法学部にて、「投資仲裁における課税紛争」というテーマの下で研究活動を行いました。

## ■ 現地での活動と成果

私の留学先であったロンドン大学東洋アフリカ学院（SOAS）の学期は、9月の終わりから始まり、授業はだいたい3月の終わりまで続きます。4月は試験の準備と5月は試験の月です。そのために、私が行った時は2月のはじめで、授業が盛んに行われているときでした。そこで、自分の研究と関わりのある授業、また名古屋大学で学ぶ機会がなかった科目の授業を聴講し、博士課程向けのいくつかの研究セミナーに参加しました。さらに、SOASは世界的にも東洋及びアフリカの研究で一流の研究所として知られており、法律だけでなく、その二つの地域に関する経済、社会、政治などの公開イベントやセミナーが日々行われ、更に理解が深まりました。

SOASはロンドン中心部のBloomsbury区にあり、その区にはロンドン大学のSOAS以外の部門もあります。従って、私の研究に関係するセミナーがロンドン大学の他の学院で行われていることがよくあります。ロンドン大学の学生には他のすべてのロンドン大学の学院の図書館へのアクセスが許可されており、私もSOASだけではなく、ロンドン経済学校、ロンドン大学高等法学研究所などの文献が充実している図書室をよく利用しました。

ロンドン、Bank駅周辺の風景

ロンドンは、投資仲裁の研究又は投資仲裁自体がよくおこなわれる場所でもあります。そのために、ロンドンではこのテーマについての会議や公開イベントが多く開催され、国際法、また国際投資法の本を書いた有名な先生たち、弁護士又は仲裁人に会う機会に恵まれ、自分が聞きたいと思っていた質問をぶつけることもできました。

## ■ イギリス以外での活動

イギリス留学中には、ロンドンだけではなく、ヨーロッパの他のところに行って、勉強する機会を得ました。例えば、2013年7月にはITPの手厚い支援を受け、オランダの有名なハーグ国際法アカデミーにて、国際公法の夏講座に参加しました。さらに、2013年9月にはスコットランドのダンディー大学にあるエネルギー、石油、鉱物法政策研究所に若手研究者として滞在し、研究所の有名な先生たちと研究テーマについて有益な議論ができました。ネットワークもかなり広がり、これから研究する上で、大きな支えになると期待します。

## ■ 留学生の町―ロンドン

他方では、イギリスの強みは教育産業であり、有名な大学においても外国人の数は現地イギリス人の数よりも多いです。面白いことに、日本と違って、教育費において外国人をひどく差別しているにもかかわらず、世界中から優秀な若者が毎年ロンドンに非常に多く集まってきます。授業の際にも議論がよくおこなわれ、質問が次々と出てきて、刺激を受けます。但し、町を歩いている際に、英語よりも外国語を聞いて、本当にイギリスに住んでいるのか信じられない気持になります。そのため、ロンドンでイギリス人の友達よりも外国人の友達の方がより多くできたり、彼らとの交流を通して英語が上達したりすることは自然なことなのです。

# 「ポスドク」がアメリカへ留学する意義

ITP研究報告

名古屋大学
大学院法学研究科
研究員
**伊 藤 潤**

ワシントン大学（University of Washington〔通称UW【ユー・ダブ】〕）は、1861年創立の米国西海岸を代表する大学のひとつであり、ワシントン州西部のシアトルにメイン・キャンパスがある。シアトルは、Mt.レーニアに代表される山々、そしてワシントン湖とピュージェット湾に囲まれる自然豊かな場所である一方、スターバックス・コーヒーやAmazonなど全米を代表するグローバル企業が本拠地とする産業都市になっている（近隣の都市にはMicrosoftやBoeingなども本社機能を置いている）。そのような好立地にあるUWは、自然･IT･グローバル化の恩恵を活かしたキャンパスを形成している。私は、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プロジェクト（ITP）」を通じて、2011年8月からの約10ヶ月間、UWロー･スクールの客員研究員として研究を行う機会を得た。

## ■ 止まらないアメリカの研究環境のIT化

UW滞在中の主な活動は米国の国内災害対策に関する資料調査であり、付属図書館が保有する最新の文献に目を通しつつ、連邦政府及び議会資料を中心に収集を行った。その作業に関連して深く感銘を受けたのが、UWによる研究環境のIT化である。大学が契約する電子データベースやジャーナルの数は日本と比べものにならない規模であり、いまや紙媒体の資料に取って代わる勢いで増えている。時間のかかる収集作業の負担は大幅に減り、浮いた時間を学内で頻繁に開かれる研究イベントへの参加に回すことができた。また、図書館には無料の高速ブックスキャナーがコピー機に代わって設置されており、従来の紙媒体の資料をその場で電子データ化でき、日本へ持ち帰る資料のペーパーレス化に一役買った。それ以外にも、ロー・スクールをはじめ学内機関によるSNSやストリーミング配信を活用した情報発信の量とスピードには目を見張るものがあった。これらはUWの取り組みの一端に過ぎず、IT化は止まるところを知らない。その取り組みに感嘆する一方で、日米間の大学で広がる格差に正直懸念を抱いた。

## ■ いまアメリカ留学する意義、派遣する意義

博士課程を修了して「ポスドク」になったばかりの時期に、「学生」ではなく「研究者」として米国で長期の研究活動を行えたことは貴重な経験であった。大学を見る視点は大きく変わった。現地研究者との会話では大学の組織運営や予算獲得に関するものが多くなり、情報収集の中で改めて日米の文化の相違を強く感じさせられた。自らの専門分野に関しても、日本のケースを説明する機会が圧倒的に多く、アメリカの研究者がどのようなことを日本人の研究者に期待しているかを直に知ることができた。ある種のビジネス的感覚が強く芽生えてくる。この感覚が日本の研究者にも強く求められている今日、米国留学は日本で研究する人々がそれを育むきっかけとして最適である。将来の大学・研究機関の担い手育成の観点から、国内の若手人材が今以上に積極的に米国へ行けるよう環境整備が進むことを望む。

William H. Gates Hall（UWロー・スクールの校舎）

図書館の高速ブックスキャナー

## 行事（2012年12月～2013年12月） ※抜粋

| 国内開催 | | |
|---|---|---|
| 2012年 | | |
| 12/8㈯・9㈰ | **法整備支援20周年・CALE設立10周年記念国際シンポジウム「法整備から法協力へ―新たな地平の開拓―」**<br>於・坂田・平田ホール | |
| 12/10㈪ | **ミャンマー法学教育に関するセミナー** 於・CALEフォーラム | |
| 12/21㈮ | **若手インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）2012年度第3回派遣報告会** 於・CALEフォーラム | |
| 2013年 | | |
| 5/10㈮ | **若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）2013年度第1回派遣報告会** 於：CALEフォーラム | |
| 6/11㈫ | **CALE外国人研究員 Dan Puchniak先生による研究報告会「Decoding Comparative Corporate Law―The Complex Reality of Activist Japanese Judges」** 於・CALEフォーラム | |
| 6/15㈯ | **キックオフセミナー2013（連携企画「アジアのための国際協力in法分野2013」）**<br>於・慶應義塾大学三田キャンパス南校舎ホール、CALEフォーラム（TV会議） | |
| 7/12㈮ | **若手インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）2013年度第2回派遣報告会** 於：CALEフォーラム | |
| 7/29㈪～8/2㈮ | **日本法センター特任講師会議** 於：CALEフォーラム | |
| 8/5㈪～23㈮ | **インターナショナルサマーセミナー［対象：キャンパス・アジア（中国・韓国・タイ）、キャンパス・アセアン（ベトナム、カンボジア、インドネシア）、その他（韓国、台湾）］** 於：名古屋大学法学部等 | |
| 8/7㈬～9㈮ | **サマースクール「アジアの法と社会2013」（連携企画「アジアのための国際協力in法分野2013」）**<br>於・文系総合館7Fカンファレンスホール | |
| 8/14㈬～25㈰ | **日本法センター夏季セミナー** 於・CALEフォーラム、愛知県弁護士会、名古屋地方裁判所等 | |
| 11/16㈯ | **学生シンポジウム（連携企画「アジアのための国際協力in法分野2013」）** 於・早稲田大学小野記念講堂 | |
| 11/19㈫ | **CALE外国人研究員 Rolf Wank先生による研究報告会「Non-regular Employment in Germany and Japan」**<br>於・文系総合館4F408室 | |
| 12/12㈭～24㈫ | **平成25年度JICA国別研修「イラン法制度整備3」**<br>於：CALEフォーラム、愛知県弁護士会、名古屋高等裁判所、宮城県（法テラス宮城、法テラス山元、やまびこ基金法律事務所等）、日本弁護士連合会、総務省、法務省等 | |
| 海外開催 | | |
| 6/12㈬ | **日本法センター（モンゴル）修了式** 於・モンゴル国立大学、CALEフォーラム（TV会議） | 定形衛（名古屋大学） |
| 6/21㈮ | **日本法センター（ベトナム・ハノイ）修了式** 於・ハノイ法科大学、CALEフォーラム（TV会議） | |
| 6/29㈯ | **ヤンゴン大学との全学間学術交流協定調印式および、ミャンマー・日本法律研究センター開所式** | 濵口道成、鮎京正訓、竹下典行、市橋克哉、熊田一充、伊藤勝基、堀内敦、三枝広人、定形衛、藤川清史他（名古屋大学） |
| 7/17㈬ | **日本法センター（ウズベキスタン）修了式** 於：タシケント法科大学、CALEフォーラム（TV会議） | 市橋克哉（名古屋大学） |
| 7/23㈫ | **日本法センター（カンボジア）修了式** 於：カンボジア王立法経大学、CALEフォーラム（TV会議） | 姜東局（名古屋大学） |
| 11/16㈯ | **ハノイ労働法セミナー** 於：ハノイ法科大学（ベトナム・ハノイ） | 和田肇（講演者、名古屋大学）、斉藤善久（講演者、神戸大学） |

## その他派遣・受入（2012年12月～2013年12月） ※抜粋

| 海外派遣 | | | 派遣者 |
|---|---|---|---|
| 1/31㈭～2/3㈰ | ミャンマー | **海外拠点における人事労務、財務管理運営に関する調査**<br>於：ヤンゴン大学（ミャンマー） | 濵口道成、鮎京正訓、竹下典行、市橋克哉、定形衛、野田昭彦、牧野絵美、コン・ティリ、三輪恵他（名古屋大学） |
| 1/31㈭～1/25㈯（2014） | イギリス | **ITP（インターナショナル・トレーニング・プログラム）による研究**<br>於：ロンドン大学東洋アフリカ学院（イギリス） | ウミリディノブ・アリシェル（名古屋大学） |
| 2/18㈪～22㈮ | ドイツ | **国際人権法に関するシンポジウム** 於：ヨーロッパ評議会（フランス・ストラスブール）<br>**国際セミナー「環境保護における人権のアプローチ―福島を教訓として―」**<br>於：フライブルグ大学（ドイツ・フライブルグ） | 市橋克哉、小畑郁、下山憲治、横溝大、金彦叔、中村真咲、イザベル・ジロドウ、三輪恵他（名古屋大学） |
| 3/12㈫～16㈯ | ベトナム | **ベトナム司法省との全学間学術交流協定調印式、海外日本法センター人事労務に関する調査等**<br>於：ハノイ法科大学（ベトナム） | 濵口道成、鮎京正訓、市橋克哉、定形衛、堀内敦、牧野絵美、三輪恵、大江千鶴他（名古屋大学） |
| 4/1㈪～6/6㈭ | アメリカ | **ITP（インターナショナル・トレーニング・プログラム）による研究**<br>於：ワシントン大学アジア法センター（アメリカ・シアトル） | 伊藤潤（名古屋大学） |
| 5/15㈬～23㈭ | ラオス | **日本法センター設立に関する協議**<br>於：ラオス国立大学、日本国大使館、JICA、日本人商工会議者（ラオス・ビエンチャン） | 鮎京正訓、牧野絵美（名古屋大学）、瀬戸裕之（京都大学） |
| 5/19㈰～23㈭ | グルジア | **マクスプランク比較刑法研究所・グルジア　グリゴーリ　ロバキーゼ大学・German Academic Exchange Service（DAAD）協催サマースクールセミナー・シンポジウム**<br>於：グルジア　グリゴーリロバキーゼ大学（グルジア） | 市橋克哉（講演者、名古屋大学）、イスマトフ・アジズ（名古屋大学） |
| 6/9㈰～12㈬ | ベトナム | **ハノイ日本法センター年次協議会へ出席、日本法センターにて法学講義、運営に関する打合せ**<br>於：ハノイ法科大学（ベトナム） | 横溝大（名古屋大学） |
| 9/8㈰～15㈰ | シンガポール、インドネシア | **シンガポール国立大学アジア法研究センター、在インドネシア日本国大使館、ASEAN本部訪問、ALIN（Asia Legal Information Network）年次総会出席**<br>於：シンガポール国立大学、ガジャマダ大学等（ジョグジャカルタ・インドネシア）、ジャカルタ市内等 | 市橋克哉、金彦叔、コン・ティリ、牧野絵美、三輪恵（名古屋大学） |
| 9/15㈰～22㈰ | アメリカ | **ITP派遣に係るワークショップ参加および打ち合わせ参加、UNDPとの今後の交流に関する打ち合わせへの参加** 於：アメリカン大学、UNDP（アメリカ・ワシントンDC） | 市橋克哉、コン・ティリ（名古屋大学） |
| 9/23㈪～29㈰ | ミャンマー | **法整備支援に関する現地調査、および意見交換**<br>於：憲法裁判所、最高裁判所、法務長官所、国会法案委員会（ミャンマー・ネピドー）、ヤンゴン大学、弁護士事務所、UNDPミャンマー事務所、ヤンゴン商工会議所（ミャンマー） | 鮎京正訓、コン・ティリ、牧野絵美（名古屋大学） |
| 10/8㈫～14㈪ | ロシア | **第4回日露学長会議への参加、情報・資料収集、行政法専門家との会談**<br>於：モスクワ大学、ロシア民族友好大学（ロシア） | 市橋克哉（名古屋大学） |
| 10/31㈭～11/9㈯ | ベトナム | **ホーチミン市法科大学とのカリキュラム制定について協議、法学講義**<br>於：ホーチミン市法科大学（ベトナム） | 横溝大、多田健象（名古屋大学） |
| 11/17㈰～23㈯ | アメリカ | **「Law, Justice and Development Week 2013」に参加、ワシントン大学での研究発表**<br>於：世界銀行本部、州立ワシントン大学（アメリカ・シアトル） | 大河内美紀、コン・ティリ、安田理恵他（名古屋大学） |
| 海外受入 | | | 受入者 |
| 7/18㈭ | | **韓国法務部によるCALEの活動に関する調査、法整備支援に関する意見交換** | チョ・アラ検事、パク・ソラク研究委員（韓国法務部　国際法務課） |
| 12/10㈫ | | **モンゴル法学者代表団による表敬訪問** | D. ホヤグ、S. ボロルマー、D. バダム、P. オドゲレル、V. オマユー、B. アマルバヤスガラン、B. オランゴー（モンゴル国立大学）<br>A. トゥブシントルガ、B. エンフアムガラン、E. ウヌルバヤル、S. バトバヤル（モンゴル国立法律研究所） |
| 12/25㈬～27㈮ | | **ウズベキスタン・タシケント法科大学来訪、CALEとの協力関係に関する協議** | カニャーゾフ（Kanyazov Esemurat）学長、マンスール（Mansurkhon M. Kamalov）副学長、ショヒダ（Yuldasheva Shokhidakhon）国際課長（ウズベキスタン・タシケント法科大学） |

※「名古屋大学日本法教育研究センター」は、紙面の都合上「日本法センター」と表記。

# CALE外国人研究員紹介

## ツァイ イーゴリ（Tsay Igor）先生

（世界経済外交大学・講師／ウズベキスタン）

**受入期間：**
2013年1月～2013年3月

**専攻：**行政法

**研究課題：**ウズベキスタンの行政法分野における法整備支援協力について

**受入教員：**市橋克哉教授

## プチニャック ダニエル ウィリアム（Puchniak Daniel William）先生

（シンガポール国立大学・講師／シンガポール）

**受入期間：**
2013年4月～2013年6月

**専攻：**会社法

**研究課題：**
アジアにおける比較会社法パラダイム・シフト

**受入教員：**中東正文教授

## ヴァンク ロルフ（Wank Rolf）先生

（ルール大学ボーフム・教授（退職）／ドイツ）

**受入期間：**
2013年10月～2013年11月

**専攻：**民法・商法・労働法

**研究課題：**ドイツおよび日本における非正規労働法の比較研究

**受入教員：**和田肇教授

## ストヤノビッチ ジョルジョ（Stojanovic Dorde）先生

（ベオグラード政治研究所・上級研究員／セルビア）

**受入期間：**
2013年12月～2014年2月

**専攻：**政治学

**研究課題：**敵に関する象徴的な構成について―セルビアと日本の事例―

**受入教員：**定形衛教授

## 院生研究協力員紹介

| | | |
|---|---|---|
| 曽根加奈子 | 法学研究科 | 博士後期課程3年 |
| 水野　道子 | ポスドク | |
| 栗本　　愛 | 法科大学院 | 2年 |
| 傘谷　祐之 | 法学研究科 | 博士後期課程3年 |
| 安田　理恵 | 法学研究科 | 研究生 |
| 吉田　大輝 | 法科大学院 | 2年 |
| 岡野　直幸 | 法学研究科 | 博士前期課程1年 |

## CALE人事

**【採用】**

| | | |
|---|---|---|
| 事務補佐員 | 柴田真木子 | （2013年　4月　1日付） |
| 事務補佐員 | 富岡　良子 | （2013年　4月16日付） |
| 特任講師 | 久保山力也 | （2013年　5月　1日付） |
| 特任講師 | 多田　健象 | （2013年　8月　1日付） |
| 特任講師 | 泊　　　史 | （2013年　8月　1日付） |
| 特任講師 | 波多野英治 | （2013年　8月15日付） |
| 特任講師 | 瀬戸　裕之 | （2013年　8月15日付） |
| 特任講師 | 村瀬　健太 | （2013年　8月16日付） |

**【復職】**

| | | |
|---|---|---|
| 助　　手 | 大場　陽子 | （2013年　4月16日付） |

**【退職】**

| | | |
|---|---|---|
| 事務補佐員 | 柴田　智子 | （2013年　3月31日付） |
| 特任講師 | 小川　祐之 | （2013年　3月31日付） |
| 特任講師 | 池森久美子 | （2013年　8月15日付） |
| 特任講師 | 澤田　宗佑 | （2013年　8月31日付） |

発行
**名古屋大学法政国際教育協力研究センター**
〒464-8601　名古屋市千種区不老町
TEL. 052-789-2325 ／ FAX. 052-789-4902
CALE Newsのバックナンバーは CALEのホームページでもご覧いただけます
URL http://cale.law.nagoya-u.ac.jp

**「モンゴル国会議事堂とチンギス・ハーン広場」**（モンゴル首都ウランバートル）

1951年に建設されたモンゴル国会議事堂は、中央にチンギス・ハーンの座像がそびえ立ち、その迫力は見る者を圧倒する。国会議事堂の前に広がるチンギス・ハーン広場（旧スフバートル広場）の周辺には国立オペラ劇場、中央郵便局、証券取引所などが建ち並ぶが、これらの建造物の建設には、第二次世界大戦後に抑留された日本人が携わった。1990年の民主化運動ではハンガーストライキが敢行されるなど、モンゴル近現代史の重要な事件の舞台であり続けたこの広場は、現在では文化的行事の会場として利用され、ウランバートル市民の憩いの場となっている。